

令和8年度神戸市生活保護医療扶助関連データ処理等業務委託仕様書

1. 業務名称

生活保護医療扶助関連データ処理等業務

2. 目的

令和7年度に策定した、データヘルス計画に基づき、データに基づく医療扶助適正化事業を実施し、福祉事務所が生活保護受給者のために、より具体的な視点で健康管理支援等が実施できるような体制を構築し、特に生活習慣病の重症化予防・発症予防を行うことで医療扶助費の適正化を目指す。本契約はこの目的を達成するために必要なリストの作成を委託するものである。

3. データヘルス計画とは

生活保護におけるデータヘルス計画とは、現状（既存の取組、健康・医療等情報、社会資源）を調査・分析し健康課題を把握した上で、事業方針の策定、対象者の抽出、目標・評価指標の設定、支援内容の検討を行い、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な医療扶助適正化事業実施計画を策定することをいう。

計画に基づいた生活保護受給者への早期受診の勧奨や治療中断の解消、適正受診支援等を実施することで、生活保護受給者の健康や生活の質の向上につなげるとともに医療扶助費の適正化を推進していく。

4. 実施方法

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約

(2) 契約上限額

16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) データ提供方法

- ①被保護者のレセプトデータ
- ②健康診査に関するデータ
- ③受給者番号一覧表等（他法登録情報、生活基準コード含む）
- ④その他分析に必要なデータ等

※上記①～④はファイル無害化ASPでの受け渡しを基本とするが、神戸市と受託事業者で協議のうえ、他の受け渡し方法を採用することとする。ただし、他の受け渡し方法を採用する場合でもセキュリティが担保された方法でなければならない。

(4) その他

- ①受託事業者での各種リストの策定にあたっては、医療関係有識者および保健指導の経験のある専門職などと協議をするなど、実情を考慮したものにすること。
- ②受託事業者から提出された作表結果を元に神戸市による検討を行い、追加の作表、分析、修正を指示する。

5. スケジュール、業務内容について
仕様書別紙のとおり。

6. 納品物

- ・健康診査重点勧奨者リスト
- ・医療機関受診勧奨者リスト
- ・多剤投与者リスト
- ・生活習慣病重症化予防対象者リスト
- ・各種分析リスト
- ・データヘルス計画の最終評価にかかる評価報告書及び次期計画書

※リストはエクセルファイルでの納品とする。

7. セキュリティについて

- ・業務上知り得た秘密は一切他に漏らしてはならない。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。
掲載URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- ・データ等をくらし支援課から受領する際、「受領書」（別紙1）を作成して提出すること。
- ・くらし支援課から引き渡したデータについては、契約期間中のくらし支援課の指示した時または契約期間が終了した時点にデータを復元できないように消去すること。また、確実に消去等を行ったことを「消去確認書」（別紙2）の書面で報告すること。

8. 問合せ先

神戸市福祉局くらし支援課医療担当（市役所1号館5階）

所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話：078-322-5202

E-mail：hogo_iryou@city.kobe.lg.jp

生活保護医療扶助関連データ処理等業務について

1. 神戸市（以下「本市」という。）から受託者に提供するデータ

（1）レセプトデータ（医療扶助）令和8年度分～令和10年度分（1年あたり約120万件）

兵庫県診療報酬支払基金より提供されるレセプト電子データ

医科・・・11_RECODEINFO_MED.CSV 約 625,000 件／年

DPC・・・12_RECODEINFO_DPC.CSV 約 12,000 件／年

歯科・・・13_RECODEINFO_DEN.CSV 約 93,000 件／年

調剤・・・14_RECODEINFO_PHA.CSV 約 468,000 件／年

（2）受給者番号等データ（他法登録データ、世帯番号等）約41,000人分

（3）健康診査・がん検診に関するデータ（生活保護受給者分）約1,500件／年

2. 受給者テーブルの作成

公費受給者番号と世帯番号・員番号の一覧表を元にレセプトデータと受給者番号等データを突合し、以下のリストを作成する。

3. リスト作成、印刷、集計・分析

（1）対象者リスト作成

①健康診査重点勧奨者リスト作成（年1回）

対象：30歳～64歳の被保護者で以下の除外要件に当てはまらないもの

対象除外：対象抽出日時点のデータで以下に当てはまる者は除外

- ・他法登録情報で社会保険（本人、家族）の有効期間内
- ・他法登録情報で難病医療の有効期間内
- ・他法登録情報で更生医療の有効期間内
- ・生活基準コード「01 居宅」の者以外
- ・レセプトデータで生活習慣病治療中の者

②医療機関受診勧奨者リスト作成（年2回：5月、10月頃）

対象：直近1年間の診療分レセプトで、

①糖尿病の投薬治療を受けており、高脂血症、高血圧の病名もある者

②糖尿病性腎症・慢性腎臓病（CKD）の病名がある者

①②のいずれかにあてはまる者を傷病者として特定し、次の条件に該当する者。

- ・直近4か月で当該病名（糖尿病（E11-E14）・高血圧症（I10-15）・高脂血症（脂質異常症）（E78）・糖尿病性腎症/慢性腎臓病 E112～E142（腎症の併発症）N18（慢性腎臓病、腎不全））のレセプトが無く、かつ直近4か月で内科的疾患での受診およびHbA1c やクレアチニン検査、尿検査、微量アルブミン検査が実施されていない者・過去の通院状況からみて、通院リズムが明らかに崩れている者

- ・直近1年間の診療分レセプトで糖尿病性腎症・慢性腎臓病（CKD）の診断を受けたが、直近4か月以上で当該病名（糖尿病性腎症・慢性腎臓病（CKD））のレセプトが無い、かつ、直近4か月で糖尿病、高脂血症、高血圧のレセプトがない者
 - ・直近の健診結果で血液検査・尿検査など生活習慣病に関する項目が「要医療」で、リスト作成日時点のレセプトデータで当該健診結果に関する受診が確認できない者
- 対象除外：対象抽出日時点のデータで以下に当てはまる者は除外
- ・医療機関名、病名にかかわらず、期間中に HbA1c やクレアチニン検査、尿検査等を実施が確認できた場合
 - ・同一病院への通院が続いている場合
 - ・他法「更生医療」の有効期間内の者
 - ・入院入所中の者

③生活習慣病重症化予防対象者リスト作成（年1～2回）

- 対象：
- ・レセプト病名および投薬、その他の情報から判断できる、糖尿病性腎症または慢性腎臓病（CKD）（第4期、第3期、第2期）の者。糖尿病性腎症については ICD10「E11」～「E14」に該当する糖尿病2型の病名のレセプトがある被保護者（疑い病名は除く）
 - ・健診結果から、eGFR60未満の糖尿病性腎症または慢性腎臓病が疑われる者。
 - ・健診結果から、eGFR90以下で、尿蛋白（±）以上の者。
 - ・特定保健指導の基準に該当する者（動機付け支援・積極的支援）
 - ・生活習慣病（高血圧症、脂質異常症、糖尿病）の治療中者で、健診の結果、Ⅱ度高血圧（160/100 mm Hg）以上、HbA1c 7.0%以上、LDLコレステロール 160 以上の者
 - ・生活習慣病（高血圧症、脂質異常症、糖尿病）の治療を受けておらず、健診の結果からⅡ度高血圧（160/100 mm Hg）以上、HbA1c 7.0%以上、LDLコレステロール 160 以上の者

対象除外：対象抽出日時点のデータで以下に当てはまる者は除外

- ・65歳以上の者
- ・直近のレセプトで、糖尿病透析予防指導管理料及び生活習慣病管理（Ⅱ）の算定がされている者
- ・自立支援医療（更生医療）、指定難病医療費助成制度の対象者

④多剤投与者リスト作成（年2回：5月、10月頃）

- 対象：令和7年8月診療分レセプトで、同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者

■抽出基準

種類数の判別には、薬価基準収載薬品コード上7桁を用いることとし、薬の形状と剤形問わず15種類以上の者を処方内容等把握対象者とする。

※抽出対象薬剤は、以下のものは除外（リストには記載）

- ・処方日数が14日未満のもの
- ・漢方薬、生薬、治療目的でないもの、麻薬
- ・外用薬（但し、注射薬、吸入薬については対象とする）

対象除外：

- ・施設入所者、入院中の者
- ・薬剤師による訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導の利用者

⑤その他のリスト作成（随時）

対象：上記①～③の対象者および下記「4. 各種分析・評価」の結果に準じ、本市が必要と認める者

（2）健診結果の集計

本市より毎月提供する神戸市健康診査およびがん等検診の結果を、集計・分析する。

①健康診査重点勧奨対象者リストの更新（毎月）

- ・提供された健診結果を「確定版健康診査重点勧奨者リスト」に反映するためのデータ作成
- ・健診後の受診状況をレセプトから判断し、「確定版健康診査重点勧奨者リスト」に反映するためのデータ作成

②生活習慣病重症化予防リストの更新

- ・健康診査重点勧奨対象者リストの健診結果で「重点勧奨値」に該当するものを生活習慣病重症化予防リストに追加する。

4. 各種分析（随時）

- ・その他、本市が指定する事業の効果測定及び分析業務
- ・データ処理に関する技術的支援等

5. 神戸市生活保護医療扶助関連事業実施計画（データヘルス計画）

（1）データ分析

- ・データヘルス計画に定めた健康管理支援事業の実施計画について、計画の最終時点に当たる令和7年度における、事業ごとの結果（アウトカム）、事業実施量（アウトプット）、過程（プロセス）、体制・構造（ストラクチャー）の分析・評価のための各種データ分析業務

（2）中間評価支援

- ・「5.（1）データ分析」やデータヘルス計画の事業の結果を踏まえて、本市が中間評価を行うにあたっての支援を行うこと。

（3）評価報告書及び次期計画書の作成

- ・「5.（2）中間評価支援」によって本市が策定した次期計画の計画書を作成すること。なお、作成にあたっては本市の意向を踏まえ、本市の示す実行体制や予算に見合った事業の見直し案を提案することとし、本市と受託者で隨時協議のうえ、仕上げること。

（4）納品について

- ・中間評価として印刷物（A4 カラーの冊子形式想定）20 部とデータ（ワード、エクセル及び PDF によるデータ）を納品すること。なお、その他納品に関することについては本市と受託者で協議の上、決定することとする。

6. その他提案による分析

7. 医療扶助関連分析等業務に伴い、適宜開催が予想される委託者と受託者による打ち合わせ、会議等への参加

契約後の予定表

年 月	内 容
毎 月	レセプトデータ、健診データの集計・分析 健康診査受診勧奨者リストへの健診結果、受診状況の反映
5	受診勧奨者リスト（1回目）作成
6～	データヘルス計画中間評価にかかるデータ分析（中間評価年度）
7	健康診査重点勧奨者リスト作成
10	受診勧奨者リスト（2回目）作成
10～	中間評価作成支援（中間評価年度）
1～2	重症化予防対象者リスト作成
3	データヘルス計画中間評価報告書の納品（中間評価年度）
隨時	その他、本市が指定する事業の効果測定及び分析業務

8. 健康相談員等職員向け研修の実施

・健康相談員等職員（以下、「職員」とする。）が健康管理支援事業を実施するにあたり、必要な知識やスキルの習得のため、専門職より職員向けの研修を実施する。

具体的には、対象者抽出の方法、データの見方、分析方法、対象者への具体的アプローチ方法などを学習する機会を提供する。詳細の時期や内容等については、別途本市と協議の上決定すること。